

事 務 連 絡
令和5年1月12日

空き地の活用・流通・管理の適正化等に関する活動を行う法人・団体
に関するアンケート調査について

平素より、土地政策の推進に関する活動にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

令和4年の所有者不明土地法（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法）改正により、地域において所有者不明土地や空き地等の低未利用土地に関する課題の解決に向けた活動を行う特定非営利活動法人、一般社団法人等を「所有者不明土地利用円滑化等推進法人（推進法人）」として、市町村長が指定できる制度が創設されました。

国土交通省では、市町村による推進法人の指定を促進するため、土地政策推進連携協議会の所属団体の会員（各地域の協会・士会及びその協会・士会に所属する法人、個人）の皆様にアンケート調査を実施することといたしましたので、ご協力をお願いいたします。

※次ページのアンケートの Q1, Q2 のいずれも該当がない場合は、回答不要です。

本アンケートの

問合せ・回答送付先：国土交通省 不動産・建設経済局
土地政策審議官グループ 土地政策課 西堀
nishibori-r2s5@mlit.go.jp
03-5253-8290（直通）

締 め 切 り：2023年2月10日（金）